

○鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項

平成17年 9月 5日学長裁定
平成20年12月11日一部改正
平成26年 3月31日一部改正
平成29年 1月17日一部改正
令和 4年 5月30日一部改正
令和 7年 1月28日一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学学則（平成16年4月9日鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）第20条及び鳥取大学大学院学則（平成16年4月9日鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者（自ら事業を行っている者及びアルバイト・パートタイムに従事する者を含む。）。ただし、給与の支給を受けて職務を免除されている者及び修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイト・パートタイムに従事する者については、適用を認めない。
- (2) 育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (3) 視覚障害、聴覚障害、肢体障害、その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者
- (4) その他各学部長又は各研究科長（以下「各学部長等」という。）が必要と認めた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修を行う期間（以下「長期履修期間」という。）のうち修業年限を超えて履修する期間は、1年又は1学期（学則第17条及び大学院学則第14条に定める前期又は後期をいう。）を単位とし、長期履修の開始日は、4月1日又は10月1日とする。

2 長期履修期間は、学則第19条又は大学院学則第11条に定める修業年限又は標準修業年限の2倍の年数から長期履修の開始日前の在学期間を差し引いた期間を限度とする。

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 新たに入学し長期履修を希望する者は、入学手続期間に長期履修申請書（別紙様式第1号）を各学部長等に提出しなければならない。
- (2) 入学以後に長期履修を希望する者は長期履修の開始予定日の1か月前までに長期履修申請書（別紙様式第1号）を各学部長等に提出しなければならない。

- 2 卒業（修了）予定日の7か月前を過ぎた者又は学則第19条若しくは大学院学則第11条に定める修業年限若しくは標準修業年限を超えて在学する者は、長期履修の申請を行うことができない。

（許可）

第5条 前条の規定による申請があったときは、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、各学部長等が許可する。

- 2 各学部長等は、前項の規定により許可したときは、学長へ報告するとともに、当該許可の対象者に許可書を交付する。

（長期履修期間の変更）

第6条 長期履修学生で、特別な事情があると認められた者は、長期履修期間の変更を申請することができる。ただし、原則として長期履修期間の変更は1回に限るものとする。

- 2 長期履修期間を短縮する場合は、短縮後の長期履修の終了予定日から13か月前までに、長期履修変更申請書（別紙様式第2号）（以下「変更申請書」という。）を各学部長等に提出しなければならない。
- 3 長期履修期間を延長する場合は、延長前の長期履修の終了予定日の13か月前までに、変更申請書を各学部長等に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、各学部長等が特別な事情があると認める場合、長期履修期間の短縮は、短縮後の長期履修の終了予定日の7か月前までに、長期履修期間の延長は、延長前の長期履修の終了予定日の7か月前までに、変更申請書を各学部長等に提出すれば足りるものとする。

（長期履修期間変更の許可）

第7条 前条の規定による長期履修期間変更の許可については、第5条の規定を準用する。ただし、長期履修期間を短縮する場合は、長期履修の開始日前の在学期間と変更後の長期履修期間を通算した期間が、学則第19条又は大学院学則第11条に定める修業年限等又は標準修業年限を下回ることはできない。

（資格の喪失）

第8条 第2条に定める長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を各学部長等に申し出なければならない。この場合において、当該学生が在学すべき期間及び最長在学年限は、当該資格を喪失するまでの履修実績を考慮して、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、各学部長等が決定する。

附 則

この要項は、平成17年9月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

長期履修申請書

年 月 日

鳥取大学 学部長（研究科長） 殿

学部（研究科）名

学科（専攻）名

入学年度 年度

学生番号

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日生

現住所

連絡先 () ー

下記のとおり長期履修を申請します。

記

1. 履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

2. 申請理由（該当する番号に○をしてください。）

- ① 職業を有するため（勤務先名称、勤務の形態、勤務状況等詳細が分かるものを提出してください（在職証明書等）。）
- ② 育児のため（出産（予定）日、他の養育者の有無等育児の具体的状況が分かるものを提出してください（母子健康手帳の写し等）。）
- ③ 親族の介護のため（要介護の親族の氏名、続柄、年齢、同居の有無、要介護の具体的内容が分かるものを提出してください（要介護認定書の写し等）。）
- ④ 視覚障害、聴覚障害、肢体障害、その他の障害のため（障害の具体的内容がわかるものを提出してください（身体障害者手帳の写し、身体障害者手帳が無い場合には医師の診断書）。）
- ⑤ その他（申請する理由を具体的に記入したものを添付してください。様式は任意です。）

履修計画（具体的に記入してください。）

指導教員の承認印

長期履修変更申請書

年 月 日

鳥取大学 学部長（研究科長） 殿

学部（研究科）名

学科（専攻）名

入学年度 年度

学生番号

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日生

現住所

連絡先 () -

下記のとおり長期履修の変更を申請しますので、許可くださるようお願いします。

記

許可された履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

変更後の履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

申請理由（具体的に記入してください。）

履修計画（具体的に記入してください。）

指導教員の承認印	
----------	--